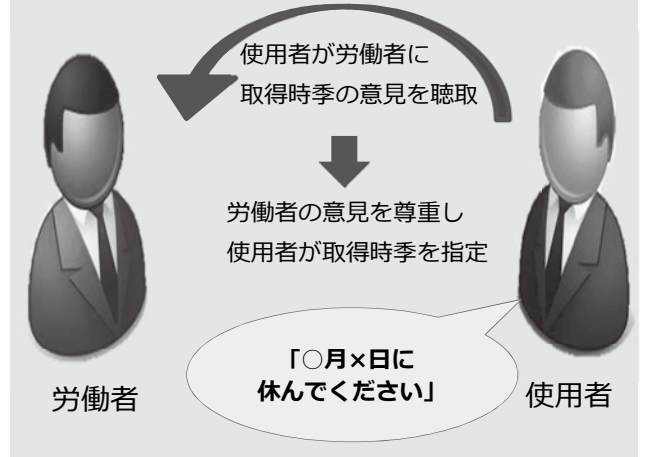


## 年5日の年次有給休暇の確実な取得

### 労働者の申出による取得(原則)



### 使用者の時季指定による取得(新設)



2019年3月まで

年次有給休暇の取得日数について使用者に義務なし

2019年4月から

年5日の年次有給休暇を労働者に取得させることが使用者の義務となります。  
(対象：年休が10日以上付与される労働者)

### 【年次有給休暇の発生要件】

労働基準法において、労働者は、

1. 雇入れの日から6か月継続して雇われている
2. 全労働日の8割以上を出勤している

この2点を満たしていれば年次有給休暇が発生します

### 【年次有給休暇の原則となる付与日数】

継続勤務年数	6か月	1年 6か月	2年 6か月	3年 6か月	4年 6か月	5年 6か月	6年 6か月以上
付与日数	10日	11日	12日	14日	16日	18日	20日

※ 対象労働者には管理監督者や有期雇用労働者も含まれます。

※ パートタイム労働者など、所定労働日数が少ない労働者については、年次有給休暇の日数は所定労働日数に応じて比例付与されます。

## 時間外労働の上限規制について

- 建設業では、2024年4月1日以降、時間外労働の上限は原則として月45時間・年360時間となり、臨時的な特別の事情がなければこれを超えることができなくなります。臨時的な特別の事情があって労使が合意する場合（特別条項）でも、以下の上限を超える時間外労働はできなくなります。
  - ✓ 年720時間以内
  - ✓ 月100時間未満（休日労働を含む）
  - ✓ 2～6か月平均がいずれも1月当たり80時間以内（休日労働を含む）
 なお、原則である月45時間を超えることができるのは、年6か月が限度です。
- 上記に違反した場合には、罰則（懲役6か月以下又は30万円以下の罰金）が科される場合があります。
- ただし、建設事業のうち、災害時における復旧・復興の事業については、当分の間、複数月（2～6か月）平均80時間以内・1か月100時間未満の要件は適用されません。

「年720時間」及び「月45時間を超えることができるのは6か月が限度」については、  
 変わらず適用となります。

(改正前)

法律上は、時間外労働に上限なし

(改正後)

法律で時間外労働の上限を定め、これを超える時間外労働はできなくなる

2024年4月以降の  
時間外労働の上限規制のイメージ

法律による上限(例外)

- ・年720時間
- ・複数月平均80時間\*
- ・月100時間未満\*
- \*休日労働を含む

↓ (年間6か月まで)

法律による上限(原則)

残業時間(原則)

法定労働時間

1日8時間  
週40時間

1年間 = 12か月